

○茨城司法書士会調停センター設置規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城司法書士会（以下「本会」という。）会則第3条第13号の規定に基づいて、本会が開設する茨城司法書士会調停センター（以下「本センター」という。）の設置及び運用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本センターは、民事上の紛争処理機関として司法書士による仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手続を実施し、もって紛争の当事者の自主的な紛争解決手続に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民事紛争に関する裁判外紛争解決手続
- (2) 手続実施者（裁判外紛争解決手続を主宰する者）の養成
- (3) その他、本センターの目的を達成するために必要な一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 本センターの事務所は、本会の事務所内に置く。

(構成員)

第5条 本センターは、本会の司法書士会員（以下「会員」という。）によって構成する。

- 2 本センターの事業を実施するにあたり、センター長が必要と認める場合は、本会の会員以外の者を参加させることができる。

第2章 機関

(運営管理者)

第6条 本センターに、次の運営管理者（以下「管理者」という。）各1名を置く。

- (1) センター長
- (2) 事務長
- (3) 会計

(管理者の職務)

第7条 管理者の職務は、次のとおりとする。

- (1) センター長は、本センターを代表し、業務を総理する。
- (2) 事務長は、本センターにおける業務を掌理し、事務を統括する。
- (3) 会計は、本センターにおける会計を掌り、収入・支出に関する管理の事務を行う。

（管理者の選任）

第8条 管理者は、本会の会員の内から理事会の同意を得て会長が選任する。

（管理者の任期）

第9条 管理者の任期は、前条により選任した理事会を組織する役員の任期と同一とする。

（運営委員会の設置）

第10条 本センターは、この規則に定める事業の実施に必要な事項のうち、理事会の承認を得たうえで特定の事務を処理させるため、運営委員会を設置することができる。

（手続実施者委員会）

第11条 本センターは、紛争解決手続技術の向上及び手続実施過程における疑義等の意見交換を目的として、手続実施者で構成する手続実施者委員会をおくことができる。

第3章 手続実施者の名簿登載等

（手続実施者の名簿登載等）

第12条 手続実施者は、本センターに備え置く手続実施者名簿への登載を受けた者でなければならない。ただし、手続実施者が本センターに備え置く弁護士名簿に登載された弁護士であるときはこの限りでない。

2 前項の手続実施者名簿登載は、別に定める手続実施者名簿登載要件を満たす者（以下「名簿登載申請者」という。）から本センターに対して行われる手続実施者名簿への登載申請を受けて行う。

（手続実施者の欠格事由）

第13条 本センターは、次の事由のいずれかに該当する者については、手続実施者名簿への登載を拒否し、登載されている者については、名簿から取り消すものとする。

- (1) 本会の会員でない者
- (2) 司法書士法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 司法書士法第47条第1号の懲戒処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者
- (4) 司法書士法第47条第2号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から2年を経過しない者
- (5) 司法書士法第47条第3号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から5年を経過しない者
- (6) 本会会長の注意勧告処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者
- (7) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第7条の欠格事由又は第23条の認証取消処分を受けた者

(8) この規則及びこの規則の委任規定に違反し、若しくは違反する恐れがあるとしてセンター長が不適任と認めた者

2 前項第8号の規定に基づいて名簿登載を拒否し、若しくは名簿から取り消す場合は、名簿登載申請者又は手続実施者に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 研 修

(研 修)

第14条 本センターは、手続実施者名簿への登載及び手続実施者の能力向上並びに管理者の適正事務遂行のために研修を実施する。

第5章 調停等の実施

(手続規程)

第15条 本センターの実施する紛争解決手続は、別に定める手続実施規程に基づいて行うものとし、その手続の開始から終了に至る過程は、紛争当事者に詳細に説明しなければならない。

(守秘義務)

第16条 本センターの管理者及び手続実施者は、正当な理由なく、本センターへの申立手続の中で職務上知り得た内容について他に漏らしてはならない。これらの職を辞した後も同様とする。

2 前項の守秘義務に違反した場合は、本会は、運営委員会による調査を経たうえで、解職又は手続実施者名簿の登載取消等の処分を行うことができる。

第6章 情報の公開等

(情報の公開等)

第17条 本センターは、利用者の選択の基準を提供するため、本センターの業務及び財務等に関する事項について情報を公開する。

(情報公開の方法)

第18条 本センターの情報公開は、本会のホームページに掲載するとともに、本会の事務局等適宜の場所に掲示して行う。

第7章 資産及び会計

(一般会計)

第19条 本センターの会計は、本会の一般会計とする。

(収入)

第20条 本センターの運営費用は、次のものをもって充てる。

- (1) 利用者からの報酬等利用負担金
- (2) 本会からの繰入金
- (3) 寄付金その他の雑収入

第8章 支部等

(支部)

第21条 本センターに、支部を置くことができる。

- 2 支部の設置場所は、管理者の提案に基づいて本会の理事会で承認を受けるものとする。

第9章 利用者の費用負担

(利用負担金)

第22条 本センターは、利用者から徴収する負担金として次のものを定め、その額等については、別に定める。

- (1) 申立事務手数料
- (2) 手続実施者報酬
- (3) 合意成立手数料

第10章 苦情対応

(苦情の受理)

第23条 本センターの実施した手続に関する苦情の申立ては、本会の苦情対応窓口において対応するものとする。

- 2 本センターは、利用契約を締結した利用者に対して、苦情に関する申立機関として本会に苦情対応窓口が設置されていることを告知しなければならない。

第11章 補則

(規則の改廃)

第24条 この規則の改廃は、総会の承認を要する。

(規程への委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、別に定

める。

(附則)

- 1 この規則は、改正司法書士会則の認可の日から施行する。
- 2 本センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」による認証を受けるものとする。

(附則)

- 1 この規則は、平成19年5月19日から施行する。

(附則)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、平成22年5月15日から施行する。